

令和5年

## 三好市教育委員会6月定例会

日 時 令和5年6月22日(木) 午後2時00分  
場 所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと  
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

# 令和5年三好市教育委員会6月定例会次第

1 開会

2 報告

3 承認

令和5年三好市教育委員会5月定例会会議録の承認について

4 議案

第17号 三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

5 その他

# 行 事 一 覧 表

令和5年5月24日 ～ 令和5年6月21日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
学校長ヒアリング	5/24・25	教育委員会室	※
ジオパーク定期総会	5/26	総合体育館	
三好市婦人団体連合会総会	5/27	中央公民館	
第1回三好採択地区教科用図書採択協議会	5/30	教育委員会室	
チャレンジデー 2023 in三好	5/31	市内全域	
6月定例会議開会	6/1	本庁	※
庁議	6/6	本庁	
議会(一般質問)	6/12・16	本庁	
市民大学講座開講式「奥山佳恵氏」	6/17	総合体育館	
三好地区租税教育推進協議会総会	6/19	池田税務署	
文教厚生常任委員会	6/20	本庁	
第1回管区別教育長会・校長会	6/20	東みよし町教育委員会	※

## 行事予定

議会閉会	6/27(火)	10:00	本庁
特別支援教育連携協議会役員会	6/27(火)	14:00	総合体育館
いじめ問題対策連絡協議会	6/28(水)	13:30	総合体育館
青少年育成市民会議常任委員会	〃	15:00	〃
三好教育振興協議会理事会	7/5(水)	15:00	三好教育センター
三好市青少年育成市民会議総会	7/15(土)	13:00	総合体育館
市民大学講座「蝶野正洋氏」	〃	14:00	〃
第2回三好採択地区教科用図書採択協議会	7/19(水)	13:30	中央公民館
<b>定例教育委員会</b>	<b>7/20(木)</b>	<b>14:00</b>	<b>教育委員会室</b>

## 報 告

### 臨時代理の報告について

三好市教育委員会事務委任規則第3条の規定により別紙のとおり臨時に代理をしたので、第4条の規定により報告する。

令和5年6月22日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

### 教育委員会の議決事項の臨時代理について

三好市教育委員会事務委任規則第3条の規定により緊急やむを得ない事情により委員会の議決を受けることができないと認めるので、次のとおり臨時に代理する。

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

令和5年5月17日臨時代理

三好市学校運営協議会の委員の委嘱または任命

令和5年5月26日臨時代理

三好市特別支援連携協議会の委員の委嘱または任命

三好市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱または任命

議案第17号

三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月22日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則

三好市招致外国青年任用規則(令和2年三好市教育委員会規則第8号)の一部を次のように定める。

改正前	改正後
<p>(任期) 第5条 外国青年の任期は、任用の日から翌年3月31日まで(「前半任期」という。)及び翌年4月1日から同年7月31日まで(以下「後半任期」という。)とする。</p> <p>2・3 略 (特別休暇)</p> <p>第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 外国青年が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)</p>	<p>(任期) 第5条 外国青年の任期は、任用の日から翌年3月31日まで(「前半任期」という。)及び翌年4月1日から任用の月日の前日まで(以下「後半任期」という。)とする。</p> <p>2・3 略 (特別休暇)</p> <p>第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 外国青年が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 任用中において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)</p>

日)の範囲内の期間

(6)～(8) 略

(9) 外国青年の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日以後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する外国青年が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間

(10) 外国青年が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男子の外国青年にあつては、その子の当該男子の外国青年以外の親が当該外国青年がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。))を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の7の規定により同日における育児時間を請求した場合、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(11)～(13) 略

(14) 外国青年が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他三好市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年三好市規則第10号)に定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相

の範囲内の期間

(6)～(8) 略

(9) 外国青年の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する外国青年が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間

(10) 外国青年が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男子の外国青年にあつては、その子の当該外国青年以外の親が当該外国青年がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。))を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(11)～(13) 略

(14) 外国青年が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他三好市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年三好市規則第10号)に定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付き添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相

当であると認められる場合 一の年度において、5日(要介護者が複数  
複数の場合にあつては、10日とする。)以内で必要と認められる  
期間

(15)・(16) 略

(17) 略

(18) 妊娠中の女子の外国青年の業務が母体又は胎児の健康保持  
に影響があると認められる場合 適宜休憩し、又は補食するために必  
要と認められる時間

(19) 略

(20) 夏期休業 一の任期につき、7月1日から9月30日までの期間  
内で3日(取得単位は1日とする。)

(21) 略

2 前項第1号から第14号まで及び第17号から第21号までの特別休暇  
は有給とし、第15号及び第16号の特別休暇は無給とする。

(育児休業)

第14条の2 養育する子が1歳6か月に達する日(当該子の養育の事情  
を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に

であると認められる場合 任期中において、5日(要介護者が複数  
の場合にあつては、10日とする。)以内で必要と認められる期間

(15)・(16) 略

(17) 外国青年が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移  
植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施す  
る者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟  
姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植  
のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い  
必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認め  
られるとき、必要と認められる期間

(18) 略

(19) 妊娠中の女子の外国青年の業務が母体又は胎児の健康保持  
に影響があると認められる場合 適宜休息し、又は補食するために必  
要と認められる時間

(20) 略

(21) 夏期休業 一の任期につき、7月1日から9月30日までの期間  
内で5日(取得単位は1日とする。)

(22) 略

2 前項第1号から第14号まで及び第17号から第22号までの特別休暇  
は有給とし、第15号及び第16号の特別休暇は無給とする。

(育児休業)

第14条の2 養育する子が1歳6か月に達する日(当該子の養育の事情  
を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に

該当するときは、2歳に達する日)までに、その任期(再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない外国青年は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6箇月に達する日(当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日)までの間で、職員の育児休業等に関する条例に定める日まで、育児休業をすることができ。

2 略  
(部分休業)

第14条の3 外国青年が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員が3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき、外国青年について

該当するときは、2歳に達する日)までに、その任期(再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない外国青年は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6箇月に達する日(当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日)までの間で、職員の育児休業等に関する条例に定める日まで、育児休業をすることができ。ただし、当該子について、既に2回の育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

(1) 子の出生の日から8週間を経過する日までの期間内に、外国青年が当該子についてする育児休業(次号に掲げる育児休業を除く。)のうち最初のもの及び2回目のもの

(2) 外国青年が任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業(当該外国青年が、任期を更新され、又は任期の満了後引き続き任用されて任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限り。

3 略  
(部分休業)

第14条の3 外国青年が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該外国青年が3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき、外国青年について



定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該外国青年が第14条第1項第10号における保育時間又は同項第16号における介護時間の承認を受けて勤務しない場合)又は同項第16号における介護時間を超えない範囲内では、当該時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)、勤務時間の一部について部分休業をすることができる。

### 2・3 略

(休暇及び休職の手続)

第30条 第13条第1項、第14条第1項第1号から第5号まで及び同項第8号から第20号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第21号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならぬ。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならぬ。

### 2～4 略

定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該外国青年が第14条第1項第10号における保育時間又は同項第16号における介護時間の承認を受けて勤務しない場合)又は同項第16号における介護時間を超えない範囲内では、当該時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)、勤務時間の一部について部分休業をすることができる。

### 2・3 略

(休暇及び休職の手続)

第30条 第13条第1項、第14条第1項第1号から第5号まで及び同項第8号から第21号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第22号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならぬ。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならぬ。

### 2～4 略

## 附 則

この規則は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。